

「高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」

公募に係るQ & A

[Ver. 2]

令和6年7月4日

文部科学省 大臣官房国際課

「高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」の公募の実施に当たっては、本Q & Aも参照の上、業務計画書を作成のこと。

※なお、本Q & Aについては、追加・補足等が行われる場合があることに留意すること。

【更新履歴】

令和6年5月21日 Ver. 1公表

令和6年7月4日 Ver. 2公表

Q 1 教育プログラムの開発について、収益事業として実施することは認められるか。

A 1 開発・実証費用については、委託費の範囲内で対応いただくことを想定している。

Q 2 開発した教育プログラムについて、学校等における実証は必須か。

A 2 3か年の事業（予定）において、1年目に開発、2年目に実証及び検証、3年目に検証結果を踏まえ改良・実証という流れを想定している。ただし、制限を設けているわけではなく、この点も含めて提案として評価を行う。

Q 3 実証先について制限はあるか。

A 3 公募要領「5. 公募対象」に記載される学校における実証が想定される。ただし、制限を設けているわけではなく、この点も含めて提案として評価を行う。

Q 4 本事業で開発する教育プログラムを実施する場合、一条校ではないインターナショナルスクール等において義務教育段階の日本国籍の子供を受け入れることは認められるか。

A 4 本事業は高度外国人材の子弟の教育環境整備を目的としており、義務教育段階の日本国籍の子供に係る従来の取扱いを変更するものではない。

Q 5 国際バカロレア（IB）等の既存の国際的なカリキュラムの実施について提案することは可能か。IB認定校で新しい教育プログラム実施する場合、IB認定に影響が出ることを懸念している。

A 5 既存の国際的なカリキュラムを実施するだけのものは取組として想定していない。本事業では、成果物を横展開する予定しているところ、カリキュラム提供機関との関係でも、既存のカリキュラムの内容について無償で横展開することは認められないものと考えている。

なお、必ずしも全ての授業を本事業で開発する教育プログラムに基づいて行う必要はなく、授業時間の一部のみを利用する取組や放課後を活用した取組に係る提案も可能である。

Q 6 小学校・中学校・高等学校段階に相当する子弟が対象として想定されていると思うが、全ての教育段階を網羅する必要があるか。

A 6 対象が広いほど、より幅広い教育段階の子弟の受入れに対応可能なモデルが開発されることになるため望ましいが、一部の段階のみを対象とする提案を排除するものではない。

Q7 新たなカリキュラムを作る過程について、事例の積み上げの形式で記録したものを成果物としても問題ないか。あるいは大きなテーマが必要か。

A7 本事業の趣旨はモデル創出のため、単に記録を行うだけのものは取組として想定していない。高度外国人材子弟の受入れにあたって生じる課題を抽出し、これに対する解決策を検討したうえで、実証・検証・改良まで取り組んでいただきたい。

Q8 1法人で複数の学校等を運営している場合、各学校等からそれぞれ申請することができるか。

A8 契約の相手先は法人となるため、法人として1件の申請をいただくこととなる。

Q9 成果物を受託団体が使用することは可能か。

A9 委託要領の様式のうち「様式第1（委託契約書）」第20条にあるとおり、知的財産権は受託団体が譲り受けることが可能。ただし、開発されたモデルは全て公開予定のため、受託団体が使用不可となることはない。

Q10 一般社団法人に再委託したいと考えている。

A10 再委託先の法人種別に制限はないが、文部科学省との協議の結果、事業の実施に合理的であると認められた場合のみ再委託を行うことができる点に留意いただきたい。また、事業の全部を再委託することはできない。

Q11 IB等世界的に一般的となっている教育の普及を国内で進める一方で、本事業のようなカリキュラム開発等に係る取組を進める背景は何か。

A11 国内におけるIBの推進は、グローバル化に対応した人材の育成を主な目的としている。一方で、本事業は、高度外国人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境を整備することを目的としている。

Q12 事業期間中に取組内容を発信するためWebページを開設する場合、保守等の経費を計上しても問題ないか。

A12 事業期間中に取組内容を情報発信することは、成果の横展開を目指す上で望ましい。このため、当該経費を計上することは問題ないが、経費（金額）の妥当性については精査する。

Q13 事業期間終了後の取組について、企画提案書様式の 14 ページ目「その他」に記載してよいか。

A13 事業期間終了後の取組を記載する欄はないため、「その他」に記載してよい。

Q14 (国立大学法人の場合) 誓約書様式の※に記載の「役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料」とは何か。

A14 国立大学法人が提案者となる場合は、文部科学省調達総合案内に掲載している公募情報 (URL : <https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kpdispDT.asp?id=KK0014013>) 8. 誓約書の提出等 (4) の「誓約書の提出を要しないと認める場合」に該当する。